

市・県民税の申告は3月15日(水)までに

令和5年度【令和4年中の所得】申告受付を次のとおり行います。**原則郵送での申告をお願いします。**
 やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は下記日程表のとおり**各区1か所程度**会場を設けますのでお越しください。なお、混雑緩和のため、事前に申告書への記入をお願いします。

※昨年、市・県民税の申告書を提出した方には、1月下旬に市・県民税申告書を郵送します。

添付資料を基に税額の計算を行いますので、資料の添付漏れにはご注意ください。

詳しくはこちら



申告書は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印および市からの返送が必要な場合は、市からの送付に使用する返信用封筒を同封してください。返信用封筒には、あて先・あて名を記入し、切手を貼って送付してください。

申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市内に住所がある方で令和4年中の収入の状況等が次に該当する方

- 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- 給与所得者でその他の収入があった方
- 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- 退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方)
- 公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- 世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
- 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- 雇用保険のみを受給していた方
- 収入がなかった方(市内に住所がある親族に扶養されている方を除く)
- 上場株式等に係る譲渡所得等・配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方 など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告は、下記日程表の○印がついている会場で**還付申告のみ**受け付けます。**従って、以下の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場(熊本城ホール)での申告をお願いします。**

- 営業等、農業、不動産所得のある方
- 確定申告で雑損控除を受ける方
- 所得税の納付が必要な方
- 譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 確定申告書控に受付印が必要な方
- 令和3年分以前の申告をする方

申告に必要なもの

- (ア) マイナンバーが確認できるもの(被扶養者分を含む)
- (イ) 収入を証明できるもの
 - ・源泉徴収票や収入証明書
 - ・帳簿、収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)
- (ウ) 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)または領収書
 - ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
 - ・医療費控除を受ける方
 - 医療費控除の明細書、医療費通知書
 - ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方
 - セルフメディケーション税制の明細書
 - ※医療費控除(特例を含む)を申告する際は、明細書や医療費通知を添付し、領収書等は5年間ご自宅保管してください。(明細書については、本市ホームページからのダウンロード、もしくは国税庁が提示する明細書に準ずる任意の様式で構いません。)
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
 - ・寄附金の受領書
- (エ) 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類
- (オ) 前年度に雑損控除や雑損失の繰越控除の申告をされた方のうち、本年度に繰り越し損失額がある方は、繰越金額がわかるもの
- (カ) 上場株式等に係る譲渡所得等や配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方は、特定口座取引報告書および確定申告書の控
- (キ) 前年度の申告書や収支内訳書の控 など

市ホームページの「住民税額シミュレーションシステム」で市・県民税(個人住民税)の申告書作成ができます!

源泉徴収票などから所得や控除の数字を入力し、お持ちのプリンターで印刷すると市・県民税申告書が作成できます。作成した申告書は、関係書類とともに市民税課に郵送等で提出ください。
 ※申告データのインターネットを介しての提出はできません。

市・県民税の申告相談日程表

※会場への入場・番号札の配布は、午前8時半からを予定しています。感染防止対策に伴う会場内の人数制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。

都合がつかない場合はお住まいの区・校区の会場以外でも申告相談できます!

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	市庁舎 2階市民税課 窓口	城東、壺川	2月6日(月)	午前8時半 ～正午 午後1時 ～5時15分
			碩台、五福	2月7日(火)	
			向山、出水	2月8日(水)	
			砂取、出水南	2月9日(木)	
			白川、大江	2月10日(金)	
			託麻原	2月13日(月)	
			白山、本荘	2月14日(火)	
			春竹、一新	2月15日(水)	
			慶徳、帯山	2月16日(木)	
			帯山西、黒髪	2月17日(金)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	尾ノ上、桜木	2月27日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			託麻西、月出、山ノ内、秋津	2月28日(火)	
			託麻東、託麻北、東町、画図	3月1日(水)	
			西原、健軍東、託麻南、健軍、桜木東	3月2日(木)	
			長嶺、若葉、泉ヶ丘	3月3日(金)	
西区	○	西部公民館 大ホール	古町、高橋、中島	3月6日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
			城西、小島、白坪	3月7日(火)	
			河内、芳野	3月8日(水)	
			城山、花園	3月9日(木)	
			池田、池上、春日	3月10日(金)	

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付けはできません。

- お願い**
- 申告記載用のボールペンをご持参ください。
 - 状況によっては早めに受け付けを開始することもありますので、あらかじめご了承ください。
 - 医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。医療費控除の明細書や収支内訳書は作成してお越しください。
 - 市・県民税申告についてのお問い合わせは、市民税課以外ではお答えできませんのでご注意ください。

注意 上記申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出向するため、**区役所税務室窓口では申告受け付けはできません。**上記の各会場で申告をお願いします。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間				
南区	○	富合公民館 研修室 (アスパル富合)	田迎、田迎西、川口	2月20日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半				
			川尻、日吉東、銭塘	2月21日(火)					
			日吉、力合、力合西	2月22日(水)					
			田迎南、御幸、城南	2月24日(金)					
			奥古閑、中緑、木原、田尻、鱈瀬 西田尻、古閑、舞原、栄町、南藤山	2月27日(月)					
			杉島、御船手、小岩瀬、国町 鳥場、藤山、沈目	2月28日(火)					
			榎津、廻江、清藤、新、中宮地 才木、六田、本町、島田、さんさん	3月1日(水)					
			平原、南田尻、志々水、千原、永 著町、丹生宮、陳内、土鹿野 旭が丘団地、尾窪、塚原	3月2日(木)					
			飽田西、飽田南、飽田東、金屋町 下宮地、二ノ町、萱木、城南団地 一ノ町	3月3日(金)					
			築地、今、出水 東阿高、東阿高団地、坂本 吉野、平野、碓	3月6日(月)					
			赤見、釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎 碓江、上宮地、旭町、阿高、高	3月7日(火)					
			上記日程で都合のつかない方	3月8日(水)					
			上記日程で都合のつかない方	3月9日(木)					
			北区	○		植木文化センター 2階多目的ホール (北区役所東隣)	西里	1月30日(月)	午前9時半 ～11時 午後1時 ～3時半
							北部東	1月31日(火)	
川上	2月1日(水)								
楡木、武蔵	2月2日(木)								
龍田、龍田西、楠、弓削	2月3日(金)								
清水	2月6日(月)								
麻生田、城北、高平台	2月7日(火)								
植木	2月8日(水)								
吉松	2月9日(木)								
田底	2月10日(金)								
田原	2月13日(月)								
山本	2月14日(火)								
山東	2月15日(水)								
菱形、大和	2月16日(木)								
桜井	2月17日(金)								